

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認近畿地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	15 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	13 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	5 件

近畿（奈良）国民年金 事案 6712

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から60年3月まで

昭和59年7月から数年たった頃、私の父の勧めにより、妻がA県B市役所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。

妻からは、加入の際、市の職員から、過去の未納期間の国民年金保険料を納付しなければならないと言われたが、手元のお金ではその保険料額に足りなかったため、妻の実家の母にお金を借りて、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一括納付したと聞いている。

私たち夫婦の申立期間前後の国民年金保険料は納付済みであるのに、申立期間が夫婦二人とも未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦に係るB市の国民年金被保険者名簿によると、被保険者資格取得に係る届出日は共に昭和61年4月23日と記されていることから、申立人夫婦に係る国民年金の加入手続は当該届出日に行われたものと推認される。当該加入手続時点において、申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能である。

また、申立人の妻は、「国民年金に加入後、過去の未納保険料を一括して納付した。」と申し立てしているところ、前述の被保険者名簿には、申立期間直前の昭和59年1月から同年3月までの国民年金保険料は時効による納付期限当日の61年4月30日に過年度納付された記載が見られる上、申立期間直後の60年4月から61年3月までの保険料については、納付日は不明であるものの、同名簿及びオンライン記録により、当該過年度保険料の納付日と同日までに納付することが必要な現年度納付であったと推認できることなどから、申立人の妻の主張に不自然さはみられない。

さらに、申立期間は12か月と短期間である上、申立期間前後の期間の国民年金保険料が納付されていることを踏まえると、申立人の妻が申立期間の保険料についても納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和30年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和59年4月から60年3月まで

私は、昭和59年7月から数年たった頃、義父の勧めにより、A県B市役所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。

加入の際、市の職員から「過去の未納期間の国民年金保険料を納付しなければならない。」と言われたが、手元のお金ではその保険料額に足りなかったため、実家の母にお金を借りて、私が夫婦二人分の国民年金保険料を一括納付した。

私たち夫婦の申立期間前後の国民年金保険料は納付済みであるのに、申立期間が夫婦二人とも未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦に係るB市の国民年金被保険者名簿によると、被保険者資格取得に係る届出日は共に昭和61年4月23日と記されていることから、申立人夫婦に係る国民年金の加入手続は当該届出日に行われたものと推認される。当該加入手続時点において、申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能である。

また、申立人は、「国民年金に加入後、過去の未納保険料を一括して納付した。」と申し立てしているところ、前述の被保険者名簿には、申立期間直前の昭和59年1月から同年3月までの国民年金保険料は時効による納付期限当日の61年4月30日に過年度納付された記載が見られる上、申立期間直後の60年4月から61年3月までの保険料については、納付日は不明であるものの、同名簿及びオンライン記録により、当該過年度保険料の納付日と同日までに納付することが必要な現年度納付であったと推認できることなどから、申立人の主張に不自然さはみられない。

さらに、申立期間は12か月と短期間である上、申立期間前後の期間の国民年金保険料が納付されていることを踏まえると、申立人が申立期間の保険料についても納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和34年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年8月1日から34年9月1日まで

年金事務所から「第三者委員会によるあっせん事案における同僚への記録確認」の通知が届き、夫がA社C支店に勤務した期間のうち、申立期間の被保険者記録が無いことが判明した。夫は、申立期間も退職することなく継続して同社C支店に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、B社の回答及び複数の元同僚の陳述から、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社及び同社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間と同じ期間が未加入となっている者が申立人を含め66人確認できるところ、B社は、「当初、当社の従業員は全員、D本社（社会保険の適用事業所名は、A社）において厚生年金保険に加入させていたところ、申立期間当時に、C支店を新たに厚生年金保険の適用事業所として独立させることになり、同支店在籍者については、D本社における被保険者資格を喪失させた。その際、担当者の事務過誤により、申立人を含む複数の従業員の被保険者期間に空白期間ができてしまった。しかし、当該期間も、当該従業員の給与から継続

して厚生年金保険料を控除していた。」旨回答している。

さらに、前述の 66 人のうち、2 人が保管している申立期間のうちの一部の期間に係る給料明細書を見ると、いずれにおいても厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、オンライン記録によると、A社C支店が厚生年金保険の適用事業所となった日が昭和 34 年 9 月 1 日であることから、申立人の A 社における資格喪失日を同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 33 年 7 月の社会保険事務所(当時)の記録から、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日を誤って届出したことを認めていることから、事業主が昭和 33 年 8 月 1 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 8 月から 34 年 8 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成16年12月24日は4万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月

元同僚の賞与支払に関する年金記録を訂正することになった旨の通知が年金事務所から届き、A社に勤務した期間のうち、申立期間の賞与に係る記録が無いことが分かった。

申立期間に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていたと思うので、標準賞与の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成16年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び元同僚から提出された賞与支払明細書から判断すると、申立人は、同年12月24日に賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、前述の源泉徴収簿に記されている賞与支給額及び社会保険料控除額から判断すると、4万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く不明と回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①、②及び③の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成18年7月27日は23万4,000円、同年12月25日は22万2,000円、19年7月6日は22万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月
② 平成18年12月
③ 平成19年7月

A社から支給された申立期間①、②及び③の賞与から厚生年金保険料が控除されていたのに、当該賞与に係る届出が遅れたために、厚生年金保険法第75条の規定により、当該賞与に係る記録が年金の給付額に反映されない記録となっているので、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成18年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿、同社の全従業員に係る19年分給与・賞与支給実績の月別合計表並びに同僚から提出された18年上期及び同年下半年の賞与明細書から判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、当該賞与の支給日については、前述の所得税源泉徴収簿及び支給実績

の月別合計表に記されている賞与支給日から、申立期間①は平成18年7月27日、申立期間②は同年12月25日、申立期間③は19年7月6日とすることが妥当である。

また、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、前述の所得税源泉徴収簿、支給実績の月別合計表、賞与明細書にそれぞれ記されている賞与支給額及び社会保険料控除額から判断すると、申立期間①は23万4,000円、申立期間②は22万2,000円、申立期間③は22万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時に事務手続を失念したとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間①、②及び③の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①、②及び③の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を、平成18年7月27日は23万4,000円、同年12月25日は22万2,000円、19年7月6日は22万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月
 ② 平成18年12月
 ③ 平成19年7月

A社から支給された申立期間①、②及び③の賞与から厚生年金保険料が控除されていたのに、当該賞与に係る届出が遅れたために、厚生年金保険法第75条の規定により、当該賞与に係る記録が年金の給付額に反映されない記録となっているので、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る平成18年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿、同社の全従業員に係る19年分給与・賞与支給実績の月別合計表並びに同僚から提出された18年上期及び同年下半年の賞与明細書から判断すると、申立人は、申立期間①、②及び③において賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、当該賞与の支給日については、前述の所得税源泉徴収簿及び支給実績

の月別合計表に記されている賞与支給日から、申立期間①は平成18年7月27日、申立期間②は同年12月25日、申立期間③は19年7月6日とすることが妥当である。

また、特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、前述の所得税源泉徴収簿、支給実績の月別合計表、賞与明細書にそれぞれ記されている賞与支給額及び社会保険料控除額から判断すると、申立期間①は23万4,000円、申立期間②は22万2,000円、申立期間③は22万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時に事務手続を失念したとして届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間①、②及び③の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

近畿（滋賀）厚生年金 事案 14769

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（16万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を16万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月12日

A社に勤務した期間のうち、申立期間に支給された賞与について、厚生年金保険の記録が無い。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、賞与支給額に基づく標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支払明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（16万4,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間に係る賞与について、社会保険事務所（当時）に対する届出を行っておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間に係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、平成3年11月1日であると認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、12万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年8月1日から3年7月1日まで
② 平成3年10月31日から同年11月1日まで

私は、平成元年8月1日から、A社がフランチャイズ展開していたB事業所でC職として勤務していたが、厚生年金保険被保険者資格取得日は3年7月1日となっている。また、同社には、同年10月31日までは正社員としてB事業所に勤務していたが、資格喪失日は同日となっていることから、申立期間①及び②について、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 D社は、「当時、B事業所を運営していたのはE社である。」旨回答しているところ、E社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない上、同社の履歴事項全部証明書によると、代表取締役はA社と同一人物であり、申立人が「A社の被保険者記録が確認できる期間も、B事業所に勤務していた。」旨陳述していることから、当時、「B事業所」に勤務していた従業員は、同社において、厚生年金保険に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

2 申立期間②について、申立人は、「社長から、平成3年11月にF業のフランチャイズ業から撤退する旨の説明があり、私も自動的に退職することになったが、B事業所には同年10月31日まで正社員として勤務した。」と陳述しているところ、D社が「E社がB事業所の運営を終了したのは平成3年11月30日である。」と回答しており申立人の陳述と符合することから判断すると、申立人は当該期間においてB事業所に勤務していたと認められる。

また、申立人及び元従業員一人のA社における厚生年金保険被保険者資格

喪失日は、平成4年11月27日付けで、同年10月1日の定時決定に係る記録を取り消した上、3年10月31日に遡って処理されていることが確認できる。

さらに、年金事務所から提出されたA社に係る内部調査結果表によると、申立期間②当時、同社は厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成4年11月27日付けで行われた厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る遡及処理は、事実上即したものと考えるのが難しく、遡って資格喪失日を3年10月31日とする合理的な理由は無いことから、当該遡及処理は、有効な記録であったとは認められない。

したがって、申立人のA社における資格喪失日は、平成3年11月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の平成3年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

3 申立期間①について、申立人は、「B事業所でC職として勤務することになった際、研修センターで研修を受けた記憶がある。」と陳述しているところ、D社は、「E社が、B事業所の運営を開始したのは平成2年12月18日からである。申立人の勤務期間に係る資料は無いが、当社が保管する受講者カードによると、同年11月12日から同年同月23日まで、申立人が、C職研修を受講した記録がある。」旨回答しており、申立期間①のうち、元年8月1日から2年12月17日までの期間について、E社はB事業所を運営していなかったことが確認できる。

また、A社は既に解散している上、同社及びE社の元事業主の妻は、「夫は海外に滞在しており回答できない。申立人は、夫の友人の子であったため記憶しているが、当時の資料は一切保管していないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況については不明である。また、私がG職をしていたH事業所の従業員は、基本的にはパート社員であり、社会保険には加入させていなかった。B事業所の取扱いが不明であるが、入社後すぐには社会保険の加入はなかったと思う。」旨回答している。

さらに、オンライン記録により、申立期間①において、A社で厚生年金保険被保険者記録が確認できる元従業員全員に照会したところ、回答が得られた元従業員は、F業に従事しておらず、申立人の当該期間に係る勤務実態について陳述を得ることができない。

加えて、申立人が記憶する二人の元従業員について、A社における厚生年金保険加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（福井）厚生年金 事案 14771

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を、30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月1日から同年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額のみが給与から控除された厚生年金保険料に相当する標準報酬月額よりも低くなっている。当該期間の給与明細書を提出するので正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成7年7月分の給与明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（30万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14772

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成 15 年 7 月 15 日及び同年 12 月 15 日を 10 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 15 日
② 平成 15 年 12 月 15 日

A社に勤務中の申立期間に支給された賞与について、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B銀行から提出された申立人に係る普通預金元帳により、申立人に対して申立期間①及び②にA社から賞与が振り込まれていることが確認できる。

また、同僚から提出された申立期間当時の賞与支給明細書により、申立期間①及び②において賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与振込額から推認できる賞与額及び保険料控除額から、平成 15 年 7 月 15 日及び同年 12 月 15 日は 10 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成 21 年 7 月 7 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主からも回答は無く、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14773

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成 15 年 7 月 15 日を 15 万円、同年 12 月 15 日を 13 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 15 日
② 平成 15 年 12 月 15 日

A 社に勤務中の申立期間に支給された賞与について、標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間①及び②当時の預金通帳により、申立人に対して申立期間①及び②に A 社から賞与が振り込まれていることが確認できる。

また、同僚から提出された申立期間当時の賞与支給明細書により、申立期間①及び②において賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与振込額から推認できる賞与額及び保険料控除額から、平成 15 年 7 月 15 日を 15 万円、同年 12 月 15 日は 13 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社は平成 21 年 7 月 7 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主からも回答は無く、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 14774

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 28 日

年金事務所からA社に勤務した同僚の年金記録が訂正された旨の案内が届いたので私の年金記録を確認したところ、平成16年7月に支給された賞与の記録が無いことが判明した。

当該賞与支給明細書を提出するので、標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、申立人から提出された賞与支給明細書において確認できる賞与額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したものの回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を63万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

私は、平成5年8月から19年12月までの間、A社に勤務し、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているが、申立期間に係る標準賞与額の記録が無いので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間における賞与に係る給料支給明細書により、当該期間に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、申立人から提出された申立期間に係る給料支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、63万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行い、保険料についても納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間に係る標準賞与額の記録を63万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年12月10日

私は、平成5年5月から19年12月までの間、A社に勤務し、申立期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたと記憶しているが、申立期間に係る標準賞与額の記録が無いので年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主は、「申立人に、申立期間の賞与を支給し、当該賞与から厚生年金保険料を控除した。」と回答している。

また、同僚から提出された申立期間における賞与に係る給料支給明細書により、当該期間に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社から申立期間に係る賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、申立人の申立期間前後の12月の標準賞与額の記録及び同僚が所持する申立期間における賞与に係る給

料支給明細書において確認できる保険料率により算出される保険料控除額から、63万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行い、保険料についても納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14777

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記事については、平成19年7月から20年8月までは30万円、同年9月から21年5月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月1日から21年6月28日まで

ねんきん定期便を見ると、A社に勤務していた期間に係る標準報酬月額は20万円と記載されているが、給料支払明細書により、毎月35万円程度の給与が支給され、毎月30万円の標準報酬月額に相当する2万1,963円の厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

当該給料支払明細書を提出するので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成19年7月から20年8月までは30万円、同年9月から21年5月までは28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散しているものの、解散前に同社から提出された被保険者台

帳及び平成 20 年分の健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書に記載されている標準報酬月額がオンライン記録と一致していることから、申立期間について、事業主は、社会保険事務所（当時）の記録どおりの標準報酬月額に基づく報酬月額を社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、給料支払明細書で確認できる標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年9月から平成6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年9月から平成6年3月まで

私は、昭和61年10月頃にA県B市役所で国民年金の加入手続を行った。その手続の際、提出した年金手帳の国民年金の資格取得日欄に同年9月30日と記入されたが、同日まで退職前の会社で働いていたので、その日がなぜ資格取得日になるのか不思議に思ったことを覚えている。

私の国民年金保険料に係る現在の納付記録については、保険料納付をC銀行の口座振替に切り替えた頃から納付済みとなっており、納付書により毎月納付していた申立期間が未納と記録されているのはおかしい。

国民年金保険料の領収証書については、今になって必要になるとは思っていなかったので、処分してしまったが、申立期間の国民年金保険料は納付していたので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係るオンライン記録によると、昭和61年9月30日付け国民年金被保険者資格の取得日は平成6年6月14日に入力処理されており、この入力処理日から判断すると、当該資格取得に係る国民年金の加入手続時期は、同年6月頃と推認され、昭和61年10月頃に加入手続を行ったとする申立内容と符合しない。

また、前述の平成6年6月の加入手続時点において、申立期間のうち、4年4月以前の期間については、時効のため国民年金保険料を納付することができない期間であり、同年5月以降の期間については、保険料を過年度納付することが可能な期間であるところ、申立人は、申立期間の保険料について遡ってまとめて納付したことはないと陳述している。

さらに、申立人が主張するとおりに申立期間の国民年金保険料を納付するた

めには、前述の平成6年6月の加入手続に伴い払い出されている国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号が昭和61年10月頃に払い出されている必要があるところ、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間は7年7か月に及んでおり、これほど長期間にわたり行政側における事務過誤が繰り返される可能性は低いものと考えられる上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（京都）国民年金 事案 6715

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年5月から50年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月から50年1月まで

昭和46年5月に会社を退職し実家に戻った際、母から、「市役所で、20歳になったら国民年金保険料を納付しないといけないと言われたので、あなたの保険料を納付している。」と聞かされたことを覚えており、母が私の保険料を納付してくれていたはずなので、申立期間が納付済みとされていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年4月にA県B市（現在は、C市）において払い出されていることが確認できることから、申立人に係る国民年金の加入手続は、この頃に行われたものと推認される。ところ、申立人に係る国民年金被保険者台帳及び同市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は同年3月1日に国民年金の強制加入被保険者資格を初めて取得しており、当該取得日以前における国民年金被保険者記録は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間とされており、申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるところ、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立期間において申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について関与しておらず、それらを行っていたとされる申立人の母は、高齢のため申立期間当時の状況について聴取することができない上、申立人の

母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（福井）国民年金 事案 6716

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

A県B市内の事業所で働いていたとき、具体的な時期は覚えていないが、同事業所に市役所の職員が国民年金制度の説明に来たので、事業主夫婦及び同僚の3人と一緒にその説明を聞いたことを覚えている。

私の国民年金については、その説明後に、事業主の妻が当該3人と併せて加入手続を行い、国民年金保険料も納付してくれていたと思う。

私は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付したことが無く、事業主の妻も既に亡くなっているため、当時の事情は何も分からないが、申立期間の保険料については、事業主の妻が納付してくれていたはずであり、未納とされていることは納付できないので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年12月4日にB市C区で払い出されていることから、申立人の国民年金の加入手続は同年12月頃に行われたものと推認され、当該加入手続時点において、申立期間のうち、37年9月以前の期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、前述の加入手続時点において、申立期間のうち、昭和37年10月以降の期間に係る国民年金保険料は過年度納付が可能であるものの、当該期間に係る保険料の過年度納付をうかがわせる事情は見当たらない上、申立人に係る国民年金被保険者台帳によると、当該期間を納付した記録は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行っていたとされる事業主の妻は既に亡くなっているため、当時の具体的な状況は不明である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、前述の昭和 39 年 12 月に払い出された国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号の払出しが必要となるところ、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（兵庫）国民年金 事案 6717

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から2年3月までの期間及び同年12月から7年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月から2年3月まで
② 平成2年12月から7年3月まで

申立期間①については、平成元年4月頃に、国民年金の加入を勧奨するはがきの送付があり、父が、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたはずである。

申立期間②については、平成2年12月に会社を退職後、はっきりとした時期は覚えていないが、国民年金保険料の納付書がまとめて送付されてきた。私は、両親のどちらかが私の保険料を遡って納付してくれたことが2回あったことを記憶しており、送付のあった納付書を用いて納付してくれたはずである。

年金記録問題が起こった平成19年頃に、A県B市役所へ年金相談に行った際、同市役所の職員から、「平成元年からの国民年金保険料は全て納付しているのので、このまま納付してもらったら全額支給できます。」と聞いており、父も、「平成元年からの保険料は全て納付している。」と言っていたことから、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B市の国民年金手帳払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、同市において平成7年6月9日に払い出されており、当該手帳記号番号払出時点において、申立期間①及び申立期間②のうち2年12月から5年4月までの期間の国民年金保険料は、時効により納付することができない。

また、申立人は、国民年金の加入手続並びに申立期間①及び②の国民年金保険料の納付について直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の父親

は既に死亡しており、申立人の加入手続及び当該期間の保険料納付に係る具体的な状況は不明である。

さらに、前述の国民年金手帳記号番号払出時点において、申立期間②のうち、平成5年5月から7年3月までの国民年金保険料は過年度納付が可能であるが、申立人は、「申立期間②の保険料は、両親のどちらかが、自宅に送付のあった納付書を用いて遡って納付してくれたことが2回あったことを記憶しているが、納付期間及び納付時期については分からない。」旨陳述している上、申立人の父親と共に申立期間②の保険料納付を担っていたとする申立人の母親も、「申立期間②の保険料を2回ぐらい遡って納付した記憶があるが、納付時期及び納付額等の詳細については覚えていない。」旨陳述しており、申立期間②の保険料納付に係る具体的な状況を確認することはできなかった。

加えて、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人及びその母親から当該期間の保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から47年3月までの期間及び48年4月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年5月から47年3月まで
② 昭和48年4月から49年3月まで

母は、「夫が事業所を開設した昭和39年12月頃、A県B市C区役所において、私が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付を開始した。二人の子どもについては、それぞれ私が加入手続を行い、保険料を納めてきた。」と言っており、亡父も当時、事業所を経営しており、「公的なものはきちりとしないといけない。」と言っていたことから、申立期間①の保険料を納付することに経済的な問題は無く、当該期間が未納とされているのはおかしい。

申立期間②の国民年金保険料について、母は、申立期間①と同様に納付してくれていた。しかし、私の納付記録を見ると、申立期間②の直前1年間及び直後から60歳に至るまでの期間は全て納付済みであるにもかかわらず、当該期間のみ未納となっているのは不自然である。

また、母は、少しでも多くの年金を受け取れるように昭和50年1月からは付加保険料も合わせて納付してくれていたため、申立期間①及び②が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「母が国民年金の加入手続を行い、それ以降、国民年金保険料を納付してくれた。」と陳述している。

しかしながら、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳によると、申立人の両親は、申立期間①を含む昭和47年3月以前の国民年金保険料を第2回特例納付制度により、50年12月16日に遡って特例納付していることが確認

でき、申立人の母親が記憶する保険料の納付方法と相違しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の両親及び兄と連番で払い出されており、申立人から提出のあった国民年金手帳（写し）の記載から、申立人に係る国民年金の加入手続は、同年2月20日に行われたものと推認され、当該加入手続時点において、申立期間①の保険料は、申立人の両親と同様に第2回特例納付制度による特例納付が可能であるものの、申立人は当該特例納付を行わなくとも、当該加入手続月以降の保険料の納付により老齢給付の受給権を得ることが見込まれるのに対し、申立人の両親は当該特例納付を行わなければ受給権が得られず、受給権確保の観点から、申立人及びその両親の間には当該特例納付の必要性において差があったことがうかがわれる。

また、特殊台帳によると、申立人の両親は、申立期間②の国民年金保険料を昭和51年4月30日に過年度納付していることが確認でき、申立人も当該期間の保険料を過年度納付することが可能であるが、申立人が申立人の母親から聞いたとする家族の保険料の納付方法については、全て現年度納付していた旨の主張である上、前述の国民年金の加入手続時点において、申立人の母親が当該期間の保険料を現年度納付することは制度上困難である。

さらに、申立人は、「申立期間①及び②の国民年金保険料は母が納めてくれたが、母は納付方法の詳細などは覚えておらず、私も当時、直接関与していなかったもので、具体的なことは分からない。」と陳述していることから、当該期間に係る保険料の納付について、具体的な状況は不明である。

加えて、別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行い、B市C区に係る国民年金手帳記号番号払出簿の視認による縦覧調査を行ったが、申立人に申立期間①及び②の国民年金保険料を現年度で納付することが可能となる別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人から当該期間の国民年金保険料納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

近畿（京都）厚生年金 事案 14778

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 2 月頃から 48 年 9 月頃まで

ねんきん定期便等の年金加入記録のお知らせで、A社で勤務していた期間が厚生年金保険被保険者期間として反映されていないことに気付き、年金事務所に照会したところ、同社に係る年金記録は確認できないとする回答であった。

しかし、私の記憶する同僚に連絡をすると、A社に係る厚生年金をもらっているとのことであった。

A社には、昭和 46 年 2 月頃から 48 年 9 月頃まで勤務し、B業務を担当したので、申立期間について厚生年金保険被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、A社の閉鎖登記簿謄本の記録によると、同社は昭和 59 年 12 月*日に解散している上、当時の事業主の所在は不明であり、所在の判明した当時の役員に照会を行ったが、申立人の同社における勤務実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人が記憶する元従業員は、「申立人のことは知っている。B業務が必要な時に呼んでいたC職であり、正社員か下請かは不明である。」旨陳述している。

さらに、申立期間当時にA社の総務事務を担当していたとする複数の元従業員は、申立人のことは覚えているが、申立人は、同社のD業務をする際に呼んだ下請のC職なので、同社事務所及び作業現場に顔を出すこともあった

かもしれないが、従業員として勤務し、同社から給料が支払われていたという事は無い旨、それぞれ陳述している。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間における健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14779

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月13日から同年12月1日まで
学校卒業後の昭和20年4月にA社B事業所（現在は、C社D工場）へ入社し、E業務課に配属されて勤務していたが、申立期間の厚生年金保険加入記録が無いので、当該期間も厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社D工場から提出された台帳及び複数の元従業員の陳述から、申立人は、申立期間において、A社B事業所に勤務していたことが認められる。

しかし、C社D工場は、「申立期間当時の資料が無いため、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を控除したかは不明である。」旨回答している。

また、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立人が同期入社であったと記憶する複数の元同僚は、申立人と同様に昭和20年12月1日に被保険者資格を取得していることが確認できることから、同社B事業所は、申立人と同時期に採用した者を同年12月1日にまとめて加入させていたことがうかがえる。

さらに、申立人が記憶する元同僚及び前述の被保険者名簿により、昭和20年に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる元従業員のうち、所在の判明した複数の元従業員に照会したところ、28人から回答を得たが、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる陳述は得られなかった。

加えて、前述の被保険者名簿には、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日が訂正される等の不自然な事跡は見当たらない上、被災により、申立人の厚生年金保険加入記録が消失したことをうかがわせる事跡も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（大阪）厚生年金 事案 14780

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 9 月 15 日から 53 年 1 月 1 日まで

厚生年金保険の記録では、A社が経営するB事業所で勤務した期間のうち申立期間の記録が無いが、「B事業所」が閉鎖することとなった昭和 52 年 12 月 31 日までC職として勤務していたので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社が経営するB事業所が閉鎖したのは昭和 52 年 9 月ではなく同年 12 月 31 日であり、私は閉鎖まで勤務し、厚生年金保険に加入していた。」と申し立てている。

しかし、A社が商号変更したD社に照会したが、「宛所無し」として返戻される上、申立期間当時の事業主は死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、勤務先名が「B事業所」と記載され、申立期間に被保険者記録が確認できる元従業員 5 人に照会したところ、回答があった 2 人とも、「申立人がB事業所において勤務していたことは覚えているが、退職した日は覚えていない。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態について陳述を得ることができない。

さらに、申立人は、「B事業所は、申立期間も繁盛していた。12月は稼ぎ時であるので、私の厚生年金保険被保険者資格喪失日となっている昭和 52 年 9 月に閉鎖するはずがなく、同年 12 月 31 日まで営業していた。」と申し立てているが、前述の回答のあった 2 人とも、「B事業所は、申立期間前は繁盛していたが、申立期間頃は、仕事も無かった。」旨陳述しており、申立人の主張と符合しない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

近畿（兵庫）厚生年金 事案 14781

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月 1 日から同年 12 月 28 日まで
年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した期間の厚生年金保険被保険者記録が無いことが判明した。申立期間に同社に勤務していたのは間違いないので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間にA社に勤務したのは間違いない。」と主張している。しかしながら、A社の申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、他の役員も既に死去又は所在不明である上、同社は、「災害により申立期間当時の資料を喪失したため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除については不明である。」旨回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）において、申立期間に被保険者資格を取得し、所在が判明した元従業員 50 人に照会したところ、回答があった 25 人とも、「申立人を知らない。」と回答している。

さらに、申立人は、「申立期間当時、会社の寮で一緒に生活し、仕事を教わった 2 歳ないし 3 歳年上の先輩の名字を記憶している。」旨陳述しているところ、前述の被保険者原票及びオンライン記録により、申立人が主張する先輩の名字と同じ読みの被保険者は一人確認できるものの、当該従業員は、申立人と同年齢であり、「申立人を知らない。」と回答している。

加えて、申立人の申立期間に係る雇用保険の被保険者記録は無い上、前述の被保険者原票において、申立期間に健康保険整理番号の欠番は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月から 49 年 4 月 1 日まで

私は、A社が経営するB事業所にC職として勤務した後、同社が経営するD事業所に異動したにもかかわらず、B事業所等に勤務していた申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっているので、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する複数の同僚の陳述により、申立人は、勤務期間は特定できないものの、A社及び同社の関連会社であるE社が経営するB事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社及び同社の一部の事業を承継したF社は、「申立人の申立期間における勤務期間及び厚生年金保険料控除については、確認できる資料が無く不明である。」旨回答している上、申立期間当時の事業主及び申立人が記憶する当該期間に勤務していた事業所の運営担当者は既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A社及びE社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立人が同じ事業所で勤務したと記憶する元同僚の被保険者記録は確認できない上、E社における被保険者名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和44年11月19日から49年4月1日までの期間に被保険者資格を取得している女性被保険者26人に照会したところ、回答のあった11人のうち、正社員であり、かつ、申立人と同職種であったと回答した二人について、自身が記憶する勤務期間と被保険者期間を比較すると、一人は勤務期間が約4年5か月に対し被保険者期間が6か月、一人は約1年半に対し2か月であり、二人とも、勤務期間に比べ被保険者期間が大幅に

短いことが確認できる。

さらに、A社及びE社の元経理課長は、「当時、厚生年金保険と雇用保険の一方だけ加入させることはなかった。」と陳述しているところ、申立人に係る雇用保険の記録により、申立期間直後のA社が経営するD事業所の被保険者記録は確認できるものの、申立期間に係る被保険者記録は確認することができない。

加えて、前述の元経理課長は、「当時、B事業所に勤務していた従業員が厚生年金保険に加入する場合、E社が適用事業所となる以前はA社で加入していた。」旨陳述しているところ、A社及びE社に係る被保険者名簿により、申立期間に申立人の氏名を確認できない上、健康保険整理番号に欠番も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。